

事故防止通知新旧対照表

令和 5 年度	令和 4 年度
施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）	施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）
略	略
<p>なお、都はDX推進による業務効率化を推進しており、各事業者様の業務負担軽減の観点から令和4年度より事故報告書の提出方法をメール又はFAXから提出フォームに変更させていただいておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>なお、都はDX推進による業務効率化を推進しており、各事業者様の業務負担軽減の観点から令和4年度より事故報告書の提出方法をメール又はFAXから提出フォームに変更させていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。</p>
記	記
1 ①～⑨略	1 ①～⑨略
⑩ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）	（追加）
⑪ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの	略
※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は <u>児童相談所</u> もしくは <u>区市町村子供家庭支援センター</u> ）への通報義務があります。	※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は <u>少子社会対策部</u> 又は <u>児童相談所</u> ）への通報義務があります。
略	略
2 略	2 略
3 略	3 略
4 感染症や災害への対応力強化について	4 感染症や災害への対応力強化について
令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や災害への対応力強化の取組が義務付けられています。①感染症対策の強化【全	令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や災害への対応力強化の取組が義務付けられています。①感染症対策の強化【全

サービス】(委員会の開催* 1、指針の整備、研修の実施* 2、訓練(シミュレーション)の実施* 3)、②業務継続に向けた取組の強化【全サービス】(業務継続画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等)、③地域と連携した災害対応の強化【施設系、通所系、居住系】(訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努める。)

①、②については、令和5年度まで経過措置期間が設けられていますが、経過措置期間中の確実な実施をお願いします。業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

略

5 略

6 略

サービス】(委員会の開催* 1、指針の整備、研修の実施* 2、訓練(シミュレーション)の実施* 3)、②業務継続に向けた取組の強化【全サービス】(業務継続画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等)、③地域と連携した災害対応の強化【施設系、通所系、居住系】(訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努める。)

①、②については、3年間の経過措置が設けられていますが、経過措置期間中の確実な実施をお願いします。業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

略

5 略

6 略